



No.4

若いうちから早めの備えを 医療保険が必要な理由

健康なうちは「自分には不要」だと感じがちな保険。年齢が若く、健康な方が有利な条件で加入できるため、なるべく早く加入しておくのがおすすめです。



Illustration_Keiko Katsuyama

教えてくれたのは……
氏家祥美さん



うじえよしみ / FP事務所ハートマネー代表。セカンドキャリアアドバイザー協会理事。転職、起業、退職時のマネーアドバイスにも精通。「幸福度の高い家計づくり」を大切に、家計のいまと未来を見据えて、お金から仕事まで総合的なプランニングをサポートしている。

1. 加入前にチェック！ 「高額療養費制度」とは？

公的医療保険制度には医療費が原則3割負担になるほかに、1カ月（月初から末日まで）の医療費に上限を設ける「高額療養費制度」があります。そのため、高額な手術や長期入院で医療費の自己負担が限度額を超えたら、後日、超過分の払い戻しを受けることができます。例えば、100万円の医療費がかかった場合、3割負担だと30万円を支払いますが、後日、自己負担限度額を超えた約21万円の払い戻しを受けられます。さらに、窓口での立て替え払いを不要にする「限度額適用認定証」を公的医療保険制度の窓口であらかじめ入手しておけば、最初から限度額を上限に支払えばよくなります*1。自己負担限度額は所得と年齢で決まっています。70歳未満の場合は、5段階に区分され、標準的な所得*2の場合には、「8万1000円＋総医療費×1%」となっています。ご自身の限度額を確認しておきましょう。また、高額療養費制度は、

2. 医療保険が必要な理由と 療養にかかるお金

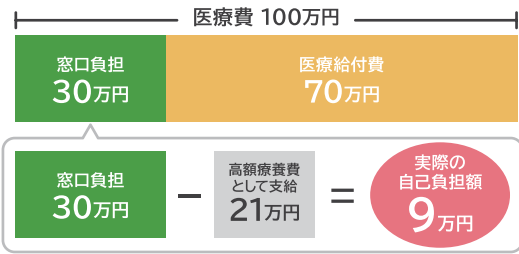
では、入院したらどのくらいの費用がかかるのでしょうか。生命保険文化センターの調査によると、入院1日当たりにかかった費用の平均額は2万7000円となっています。1日当たり1万円〜1万5千円未満という回答が最も多いものの、5千円未満も4万円以上もそれぞれ1割以上あることから、1日当たりの費用は入院日数や治療内容などによる個人差が大きいがわかります。この金額には、治療費の自己負担額のほかに、個室や少人数部屋を利用した場合の差額ベッド代、入院中の食事代、着替えのレンタル、通院時の交通費なども含まれています。高額療養費制度があることで、医療費自体の自己負担額には上限が設けられていますが、それ以外の支出には自分で備えておく必要があります。先進医療などの治療の選択肢についても考えておきましょう。先進医療とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術を用いた特別な治療です。先進医療の技術には

3. 安くて良い条件で加入を！ 「いま」保険に加入すべき理由

「まだ若いから」「まだ元氣だから」という理由で、医療保険への加入を先送りしている人は多いでしょう。保険加入時には、健康状態の告知があります。がんや糖尿病など生活習慣病のリスクは高齢になるほど高まります。健康診断で異常が見つかったからでは医療保険に入りにくくなるので注意が必要です。厚生労働省のデータによると、1入院当たりの平均入院日数は32.3日となっています。ただし、年代別の内訳を見ると、65歳以上では40.3日、70歳以上では41.7日と、年齢が上がるにつれて入院日数が長期化することがわかります。保険に未加入のまま高齢になると、保険の必要性を感じても持病があれば保険に入りにくくなりますし、入院日数が長期化して医療費負担が増す可能性が高くなるというわけです。

医療保険の保険料は年齢や性別によって決まるため、若い人ほど保険料が低めに設定されている傾向があります。保険の必要性をまだ感じていなくても、できるだけ若いうち、元氣なうちに加入しておきましょう。

高額療養費制度の仕組み



所得が標準的な人の場合、1カ月当たりの医療費負担は9万円程度に抑えられます
*1 マイナンバーカードの健康保険証を利用している場合は手不要
*2 標準報酬月額28万〜50万円または報酬月額27万円以上〜51万5千円未満の場合

	保険診療	保険外併用療養*3	保険外療養
診療や入院にかかる費用	3割負担*4		全額自己負担
手術料、技術料など治療そのものにかかる費用			全額自己負担
差額ベッド代、ウィッグ、外見ケアなどその他費用			全額自己負担

緑の枠内は、公的医療保険の高額療養費制度を利用できます

*3 保険診療との併用が認められている療養で、先進医療や患者申出療養の場合
*4 年齢・収入に応じて1割または2割負担

入院にかかる自己負担金

